

和歌山県警察組織犯罪対策要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和3年3月24日 務第20号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この要綱は、組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、和歌山県警察が警察庁及び他の都道府県警察と一体的に犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、組織犯罪の弱体化及び壊滅を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保するため、必要な基本的事項を定めたものです。

その内容は、

- 推進体制の確立
- 暴力団対策の推進
- 薬物対策の推進
- 銃器対策の推進
- 国際組織犯罪対策の推進

等です。